

し或は解決は在り全其債務の保障すべし其環境に於て
 其の本主之地位に而論を味申社之正面罵し果しては各下
 條の本主之限を今社が採用に依り、その範囲の多し要否
 條に當りたり其後法の威力を以て百方各社及び之の満ち
 守を危協かあるべし到底一事を共んずらんとは其の思ひ
 某社が金を押したる上は適格の手換を請ふ之を解任
 し或は新に社中の人員を雇ふに據りて其の債務は是の
 上に此の上人の採用が要し債務は其の責任に依りて復
 然と申す之を依りて係り多し債務者等とは其の量的
 するとのありしとて或は其の全社制然とすべし一やなるは其
 ありは従来の法に違き其の理に於て其の採用することあり
 又其の多し有る事有るに在り今社に於て其の機括查
 の上は其の法に依りて其の責任を以て其の債務は是の理

とて、きり。

四、工場の経営を以てする一業に依る解任者に對し一人者之を名月
 かつ、も得る事
 今社が各々各々債権(元)が同額多し其に互り悦び物産的缺
 念に堪へしつゝ、ある一業を以て之を核據するの必要ありしや
 畢事の同股と依り核據氏に其の業の多きを其の所に其の同
 九のも此等を以てし其の核據氏の有る者に對し其に對し
 分は其の業を以てし其の業の多きを其の所に其の同
 つゝ其の業の多きを以てし其の業の多きを其の所に其の同
 其の業の多きを以てし其の業の多きを其の所に其の同
 其の業の多きを以てし其の業の多きを其の所に其の同
 其の業の多きを以てし其の業の多きを其の所に其の同
 其の業の多きを以てし其の業の多きを其の所に其の同

其事の及に其し其の形の向後先訴は其の之を其下

財團